#### 渥美半島たはらブランド認定事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市の地域資源や地域特性をいかした優れた産品を、田原市の地域ブランド(以下「渥美半島たはらブランド」という。)として認定し、市内外に情報発信することにより、地域経済の発展及び田原市の知名度向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において「事業者」とは、田原市内に住所を有する個人事業者又はこれらの者で組織する団体及び田原市内に主たる事務所を有する法人又は団体をいう。 (認定の対象)
- 第3条 渥美半島たはらブランドの認定の対象は、田原市をイメージできる、直感的に つながるキーワード「渥美半島たはららしさ」がもたらす、素材、名勝、歴史等を生 かした産品で、次に掲げるものとする。
- (1) 農林水産品 原則として市内で生産(栽培、飼育又は採取)されたものであること。
- (2) 加工品・工芸品
  - 原則として市内の事業所で製造されたものであり、商品名や商品企画などに、渥美 半島たはらを表現又は伝承する要素を持っていること。ただし、市内で製造していな い場合は、申請書にその理由を記載すること。
- (3) その他渥美半島たはらブランドとしてふさわしい商品(サービス・取組みを含む。) (認定の申請等)
- 第4条 前条に掲げる産品について、渥美半島たはらブランドの認定の申請をしようとする事業者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期間内に、渥美半島たはらブランド認定申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び認定を受けようとする産品(以下「申請品」という。) を添付するものとする。ただし、農林水産品、持ち込みができない大型のもの、保存が利かないもの、添付することが困難又は適当でないと認められるものについては、カタログ又は写真で提出するものとする。
- (1) 渥美半島たはらブランド認定申請調書(別記第2号様式)
- (2) 渥美半島たはらブランド認定に係る誓約書(別記第3号様式)
- (3) 申請者が個人事業者である場合は住民票の写し、法人その他の団体である場合は定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずるものの写し(住民票の写しについては、別記第1号様式の同意事項にチェックすれば提出を省略できる。)
- (4) 申請品の写真

- (5) その他審査に必要となる書類
- 3 第1項及び前項の規定により、提出された書類及び申請品については、原則として 返却しないものとする。

(認定審査の基準)

- 第5条 市長は、渥美半島たはらブランドの認定に当たり、認定審査の基準(以下「審査 基準」という。)を別に定めるものとする。
- 2 市長は、前項の審査基準を定めたときは、これを公表するものとする。
- 3 前項の規定は、審査基準を改正する場合について準用する。 (認定の審査)
- 第6条 市長は、第4条第1項に規定する渥美半島たはらブランドの認定申請書又は第10条第1項に規定する渥美半島たはらブランド認定更新申請書の提出があったときは、前条第1項の審査基準に基づく審査(以下「認定審査」という。)について、渥美半島たはらブランド認定審査会(以下「審査会」という。)にて審査するものとする。
- 2 審査会は、認定審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。 (認定の決定)
- 第7条 市長は、前条第2項に規定する認定審査の結果報告に基づき、認定の適否を決定したときは、その結果を渥美半島たはらブランド認定審査結果通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するとともに渥美半島たはらブランド認定書(別記第5号様式)を交付するものとする。

(認定の公表)

- 第8条 市長は、前条に規定する認定の適否を決定したときは、認定することとした特 産品(以下「認定品」という。)について、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 認定品の名称
- (2) 認定事業者の氏名(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名) (認定の有効期間)
- 第9条 認定の有効期間は認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

- 第10条 前条に規定する認定の有効期間が満了となる場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の3月前までに、渥美半島たはらブランド認定更新申請書(別記第6号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 第6条、第7条、第8条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定内容の変更・廃止)

第11条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、渥美半島たはらブラ

- ンド認定申請事項変更・廃止届出書(別記第7号様式)とともに認定品を速やかに市長に届け出なければならない。ただし、農林水産品、持ち込みができない大型のもの、保存が利かないもの、添付することが困難又は適当でないと認められるものについては、カタログ又は写真で提出するものとする。また、下記第3号に係る場合は認定品の提出の必要はない。
- (1) 氏名又は住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)を変更したとき。
- (2) 認定品の名称を変更したとき。
- (3) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (4) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。
- (5) その他認定申請調書の記載事項に変更(軽微な変更を除く。)が生じたとき。 (認定品の表示)
- 第12条 認定事業者は、認定品に自らが渥美半島たはらブランドとして認定を受けた ものであることを表示することができる。ただし、次のことを遵守しなければならな い。
- (1) ロゴマークを認定品の容器包装等に印刷する場合は、形状や色を変更したり、ロゴマークの上に絵や文字を書き込む等の行為は行わないこと。ただし、色については容器包装等に合わせ、単色で使用する場合に限り、申し出により変更できるものとする。また、商品等の大きさに合わせ、縦横比を変えずに使用する場合は、拡大又は縮小して印刷することができるものとする。
- (2) 第三者にデータを譲渡しないこと。
- (3) 商標法等の関係法令を遵守し、自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用しないこと。

(審査基準の遵守と責任の所在、事故等への対応)

- 第13条 本事業は、認定事業者の意思による申請を前提に、自己申告及び自主管理を原則とすることから、認定品に不具合、瑕疵、事故等(以下「事故等」という。)の問題が生じた場合の責任は、認定事業者自身に帰属するものであり、認定品の流通、販売、消費又は使用において事故等が発生したときは、認定事業者が一切の責任を負うものとする。
- 2 認定事業者は、認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該 認定品の品質、性状、性能等を、市が保障等するとの誤認を与える行為をしてはなら ない。
- 3 認定事業者は、第1項に規定する事故等の内容を確認したときは、速やかに市長に 報告し、指示を受けるものとする。
- 4 市長は、認定品の苦情等を受け付けたときは、速やかに認定事業者に対しその内容

を連絡し、認定事業者は、これに誠意をもって対応し、その状況を市長に報告するものとする。

- 5 市長は、事故等の内容を一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容 を公表するものとする。
- 6 市長は、前項の公表により、認定事業者及びその取引先において経済的な損害その 他不測の事態が発生した場合でも、一切の責任を負わないものとする。

(認定の取消し)

- 第14条 市長は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の認定を取り消すことができる。
- (1) 第2条の定義に適合しないと認められたとき。
- (2) 第5条第1項の審査基準に適合しないと認められたとき。
- (3) 虚偽の申請に基づき認定を行ったと認められたとき。
- (4) 認定品の生産等若しくは販売を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (5) 第13条第2項、同第3項又は同第4項に違反したとき。
- (6) その他渥美半島たはらブランドの認定に重大は支障を及ぼす恐れがある行為があったとき。
- 2 市長は、前項に規定する認定の取消しを行ったときは、渥美半島たはらブランド認 定取消通知書(別記第8号様式)により、その旨を当該認定事業者に通知するととも に、必要と認める場合は、当該認定品及び当該認定事業者を公表することができる。
- 3 第1項の規定により認定の取消しを受けた認定事業者は、その取消しの日から1年 を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。ただし、第3号の場合は、 経過期間を5年とする。

(認定事業者の責務)

- 第15条 認定事業者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、 製造及び販売を通じて積極的に田原市のイメージ向上に努め、渥美半島たはらブラン ドの推進に関する活動に協力しなければならない。
- 2 認定品の品質、流通及び販売等の事故等の問題が生じたときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は平成28年3月1日から施行する。

この要領は令和元年12月2日から施行する。

附則

この要領は令和5年6月22日から施行する。

### 渥美半島たはらブランド認定申請書

年 月 日

田原市長 様

(申請者) <u>住所</u> (法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏名

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

渥美半島たはらブランド認定事業実施要領第4条の規定に基づき、下記の地域資源について 渥美半島たはらブランドの認定を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

申請品の名称	
--------	--

#### 【添付するもの】

- (1) 渥美半島たはらブランド認定申請調書(別記第2号様式)
- (2) 渥美半島たはらブランド認定に係る誓約書(別記第3号様式)
- (3) 申請者が個人事業者である場合は住民票の写し、法人その他の団体である場合は定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずるものの写し(住民票の写しについては、同意事項にチェックすれば提出を省略できる。)
- (4) 申請品の写真
- (5) 申請品(農林水産品、持ち込みができない大型のもの、保存が利かないもの、添付することが困難又は適当でないと認められるものについては、カタログ又は写真で提出するもとする。)
- (6) その他審査に必要となる書類

1	*	#	項)
(		#	TH I

□ 田原市の住民基本台帳の閲覧により申請内容を確認することに同意します。

# 渥美半島たはらブランド認定申請調書

申請者の概	要						
フリ	ガナ						で申請する年月日を記
氏	名			 		Т	
(法人及び団 び代表者の国						S H	
住	所	₸				•	
法人及び団体は	体社の所在地)						
本社が市	外の場合	₹					
市内事業所	の所在地						
業 (事業内容を具	種 体的に記入)						
電話番号	( )	_	-	FAX番号	( )	) –	_
E-ma i l				URL			
担当者	【氏名】			【電話番号】	( )	_	_
	1						
申請品の概	要						
申請和	重別 こ○を記入)		①農林水産品	②加工品	・工芸品		③ その他

### 4 申請品の内容

申請種別が農林水産品の場合は(1)を、加工品・工芸品の場合は(2)を、その他の場合は(3)に記入してください。

### (1)農林水産品

品 目	
商品の概要	
各種認定・受賞歴 等 (※写しを添付)	
生産等の場所	
生産等の能力	/年
販売可能時期	□通年  □期間あり(  )月~(  )月
販 売 地 域	① 市内 % ②県外 %
年間販売量	
年間販売額	千円/年
販 売 単 価	円

## (2)加工品·工芸品

品	ı	目								
产	j 品 <i>0</i>	)概要								
各和	重認定 等	• 受賞歴								
()		, を添付)								
(市内	りで製造	の場所 加工してい その理由)								
生	産等	の能力				/	年			
原	Yet.	名 称	1)		2		3		4	
原材料	添加物以外	田原産		%		%		%		%
	拟以	県内産		%		%		%		%
食品等)	クト	県外産		%		%		%		%
	食品	品添加物								
販	売可	能時期	□通年	□期	間あり(	) 月~	~ ( ) 月			
販 売 地 域		地 域	① 市内	%	②県内	%	③県外	•	%	
年	間則	反売 量								
年	年間販売額				千円/年					
販	克	単 価			円					
内	了	圣量								

<sup>※「</sup>県内」とは、田原市を除く愛知県内の全ての市町村を指します。

## (3)その他

品目	
商品の概要	
各種認定・受賞歴 等 (※写しを添付)	
実 施 場 所	
実 施 能 力	/年
販売可能時期	□通年  □期間あり(  )月~(  )月
販 売 地 域	① 市内 % ②県内 % ③県外 %
年間販売量	
年間販売額	千円/年
販売 単価	円
その他 特筆すべき事項	

<sup>※「</sup>県内」とは、田原市を除く愛知県内の全ての市町村を指します。

5	審査基準に基づく調査項目
	別に定める審査基準に基づき、各項目に合致する内容をご記入ください。
(1)	たはららしさ
	)渥美半島たはらの人と自然の恵みに生まれたものであるか。
	)渥美半島たはらならではの自然、歴史、伝統、文化等に根ざした物語性や話題を有しているか。
(2)	独自性
	独自性 )田原市以外では生産されていない。
(1	
( <u>1</u>	)田原市以外では生産されていない。 )他地域で生産される類似商品と比較して、品質、価値等の面で特筆すべき客観的な事実がある。
( <u>1</u> ( <u>2</u> ( <u>3</u>	田原市以外では生産されていない。 他地域で生産される類似商品と比較して、品質、価値等の面で特筆すべき客観的な事実がある。 生産(製造)技術、原材料、利用資材等において、こだわりやポリシーが認められる。
( <u>1</u> ( <u>2</u> ( <u>3</u>	)田原市以外では生産されていない。 )他地域で生産される類似商品と比較して、品質、価値等の面で特筆すべき客観的な事実がある。
( <u>1</u> ( <u>2</u> ( <u>3</u>	田原市以外では生産されていない。 他地域で生産される類似商品と比較して、品質、価値等の面で特筆すべき客観的な事実がある。 生産(製造)技術、原材料、利用資材等において、こだわりやポリシーが認められる。

(0)	市場性
(1	商品又はサービスを持続的に提供できる流通・販売体制を整えている、又はその予定がある。
	ただし、季節限定の商品等については、その供給時期において、流通・販売体制を整えている、
	又はその予定があること。
2	②魅力あるネーミング、パッケージデザイン等の提案等により、流通・販売段階で優位性がある。
(4)	将来性
(4)	将来性 商品又はサービスに対する今後の事業展開に明確なビジョンが示されており、将来にわたり安
	商品又はサービスに対する今後の事業展開に明確なビジョンが示されており、将来にわたり安

### 渥美半島たはらブランド認定に係る誓約書

渥美半島たはらブランドの認定申請を行うに当たり、渥美半島たはらブランド認定事業実施 要領の定めるところを誠実に遵守するとともに、認定を受けた場合においては、次の事項につ いて特に留意することを誓約いたします。

- 1 認定品の生産、製造又は販売を通じて、積極的に情報発信を行い、田原市のイメージ向上に繋げるよう努めること。
- 2 認定品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めること。
- 3 認定品の品質、流通、販売等において事故・苦情等の問題が生じたときは、申請者がその 責任を負い、解決に対し誠実に対処すること。
- 4 認定品に係る取引、商談、交渉、宣伝等一切の活動において、当該認定品の品質、性状、性能等を市が保証するとの誤認を与える行為をしないこと。

年 月 日

田原市長 様

(申請者)	申請品	
	住所	
	(法人及び団体は主たる事務所の所在地)	
	氏名	(FI)

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

# 渥美半島たはらブランド認定審査結果通知書

年 月 日

様

#### 田原市長

年 月 日付けで申請のあった渥美半島たはらブランドの認定について審査した結果を、下記のとおり通知します。

記

- 1 申請品の名称
- 2 審査結果
  - □認定する
  - □認定しない
- 3 認定しない理由

# 渥美半島たはらブランド認定書

認定番号

有効期限 年 月 日

認定品の名称

上記の地域資源を渥美半島たはらブランドとして認定します。

年 月 日

田原市長

## 渥美半島たはらブランド認定更新申請書

年 月 日

田原市長 様

(法人及び団体は主たる事務所の所在地)

氏名

(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)

渥美半島たはらブランド認定事業実施要領第10条の規定に基づき、渥美半島たはらブランドの認定を更新したいので関係書類を添えて申請します。

認定品			
認定番号	第	号	
認定年月日	年	月	Ħ

#### 【添付するもの】

- (1) 渥美半島たはらブランド認定に係る誓約書 (別記第3号様式)
- (2) 認定品の写真
- (3) その他審査に必要となる書類

# 渥美半島たはらブランド認定申請事項変更・廃止届出書

年 月 日

認定品の名称

150			
	(申請者)	<u>住所</u>	
			(法人及び団体は主たる事務所の所在地)
		<u>氏名</u>	(法人及び団体は名称及び代表者の職・氏名)
			(伝八及い凹)件は名が及い代衣名の槭・氏名)

渥美半島たはらブランド認定事業実施要領第11条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

認定	番 号	第	号					
認定生	手月 日		年	月	日			
' <u>-</u>								
	新							
変	791							
更								
事								
項	旧							

廃		
止		
理		
由		

# 渥美半島たはらブランド認定取消通知書

年	月	E
	/ 1	

様

#### 田原市長

渥美半島たはらブランド認定事業実施要領第14条の規定により、下記の認定品につき認定 を取り消したので通知します。

記

認定品の名称							
認定番号	第	号					
認定年月日		年	月	日			